

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第1回 飯塚市自然環境保全対策審議会
開催日時	令和6年4月11日（木）
出席委員	馬奈木委員、平嶋委員、高倉委員、荒川委員
欠席委員	河委員、菅野委員
会議内容	<p>【事務局】 ～開会の挨拶～</p> <p>【議長】 骨子案を作成されているようですので、まず事務局に説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 条例名は、仮称ですが、「飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」としています。</p> <p>まず、条例制定の背景としては、国が再生可能エネルギーの推進を図る中で、本市においても、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電の導入が急速に広がっています。一方で災害、生活環境等への影響により、地域の住民の不安が高まるなど、様々な課題が生じている状況です。こうした中、これまでは、飯塚市自然環境保全条例で対応を図ってきましたが、国および地方自治体の動き、そして社会情勢がめまぐるしく変化する中で、適正な太陽光発電事業の実施を目的とした条例を制定しようとしているものです。</p> <p>続いて、条例の概要について説明します。</p> <p>まず、(1) 目的は、事業者に対して適正に事業を実施させることにより災害発生の防止、市民の生命や財産の保護並びに生活環境の保全に寄与することとしています。</p> <p>(2) 定義として5つほど定めています。①太陽光発電設備、②太陽光発電事業、③事業区域、④事業者、⑤周辺関係者について定義しています。周辺関係者については、事業区域が所在する自治会の区域に居住する方を対象にしています。</p> <p>続いて、(3) 責務では、飯塚市、事業者、市民の3者の責務を設けています。まず、市については、事業者に対して適正に事業を実施させるために必要な措置を講じるものとする。そして、事業者については、関係法令を遵守し、市が実施する施策に協力をしなければならず、また、周辺関係者と良好な関係を構築するとともに、その保持に努めなければならないものとする。最後に市民については、市が実施する施策に協力しなければ</p>

らないと定義をすることとしています。

続いて、(4) 禁止区域では、災害の発生の防止および生活環境の保全のため、太陽光発電事業の実施を認めない区域を指定することができることと規定し、事業者は禁止区域において太陽光発電事業を実施してはならないと規定しています。ただし、関係法令等の定めに適合したときは、この限りではないと規定することとしています。

指定する区域としては8つほど考えています。

①砂防法に基づく砂防指定地。②地滑り等防止法に規定されている地滑り防止区域。③急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定されている急傾斜地崩壊危険区域。④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定されている土砂災害特別警戒区域。⑤森林法に規定されている保安林。⑥文化財保護法に規定されている重要文化財、有形文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物が所在する区域、埋蔵文化財包蔵地。⑦福岡県文化財保護条例に規定されている福岡県指定有形文化財、福岡県指定民俗有形文化財、福岡県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域。⑧飯塚市文化財保護条例に規定する飯塚市指定有形文化財および飯塚市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域を指定するように考えています。

次に(5) 抑制区域では、市長は、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し、事業区域に含めないように求めることができると規定し、こちらは1ヶ所のみ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定されている土砂災害警戒区域を規定しようと考えています。

次に(6) 事前協議では、事業者は届出をしようとするときは、事前に市長と協議しなければならないと規定しています。

(7) 事業計画の届出では、本市においては届出制を考えており、事業区域の面積が1,000平方メートル以上の敷地で太陽光発電事業を実施しようとするときは、工事に着工する60日前までに届出をすることとしています。なお、建築物の屋根、壁面、屋上等は除外することとしています。

(8) 事業計画の変更等の届出では、事業者は、事業計画の変更又は中止をするときは、市長に届出をすると規定しています。

(9) 公告および閲覧では、市長は事業計画の届出、変更の届出、中止の届出があった場合は公告を行い、公告の日から30日間閲覧に供すると規定しています。

次に(10) 説明会の開催について、事業者は事業計画の届出、又は変更の届出を行った日から45日以内に、周辺関係者に説明会を開催しなければならないと規定しています。また、事業者は、開催する日の14日前までに、その日時、場所等を市長および周辺関係者に周知し、説明会が終了したときは、市長に届出なければならないと規定することとしています。

(11) 太陽光発電設備設置の完了届では、事業者は、太陽光発電設備の設置が完了したときは、速やかに市長に届出なければならないと規定しています。

次に(12)維持管理では、事業者は災害の発生および生活環境等の保全に支障が生じないように太陽光発電設備および事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理をしなければならないと規定することとしています。

(13) 協定の締結では、事業者は周辺関係者と協定の締結をしなければならないと規定することとしています。また、太陽光発電事業を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとする場合は、譲り受ける者又は借り受ける者に対し、締結した協定の効力を継承させなければならないと規定することとしています。

(14) 地位承継の届出では、事業者から事業の譲渡、相続、法人の合併等によりその地位を承継した者は、市長に届出なければならないと規定しています。

(15) 廃止の届出では、事業者は太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに市長に届出を行い、当該施設は廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他関係法令に基づいて、設備の撤去、適正な処分、その他必要な措置を講じなければならないと規定することとしています。

(16) 報告の徴収および立入調査では、市長は、事業者に対し報告もしくは資料の提出を求め、職員に事業区域への立入調査を行わせることができると規定しています。

(17) 指導又は助言では、市長は、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導、又は助言をすることができるかと規定しています。

(18) 勧告および公表では、市長は、事業者に対して期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができるかと規定しており、その条件を4つほど定めています。①条例で規定している届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。②報告を求めたにもかかわらず報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。③立入調査を正当な理由なく拒んだとき。④指導を行ったにもかかわらず、正当な理由なく従わないとき。こういった場合は、勧告が行えるとしており、勧告を受けた者が勧告に従わないときは、氏名、名称、住所を公表することができるかと規定しています。

(19) 国又は県への報告では、市長は、公表したとき、国又は県へ報告をすることができるかと規定しています。

(20) 委任では、この条例の施行に関して必要な事項は、規則にて定めると規定しています。

(21) 施行期日ということで、あくまでも予定ですが、令和7年4月1日としています。

最後に（２２）経過措置では、施行日より前に飯塚市自然環境保全条例に基づく手続きを行っている場合や、施行の日から起算して60日以内に工事に着工する場合は、この条例を適用しないと規定しています。

以上が条例の骨子案の概要となります。

今後の予定ですが、4月23日に所管委員会が開催されるため、本日の骨子案を資料として提出し、委員会の場において議論を重ねていきたいと考えています。

おそらく、委員会の中で様々な意見が出ると思われるので、最終的に条文に反映できるかを判断する必要があります。その際は、本審議会に報告し、ご意見をいただきたいと考えています。よろしくお願いします。

【議長】

なかなか専門的ですから、難しい部分があるかもしれません。簡単に私の感想なり、あるいは問題点の解説なりさせていただくと、一番の問題点は、許可制にするのか届出制にするのかという問題だと思います。実質的な違いが出るかと言われると、そんなに違いはないと思っています。今回の案では、禁止区域を作って、この禁止区域は駄目だと。それから抑制区域。これは許可制でも届出制でも、駄目だと。これについては届出制でもこの区域に作っては駄目だということになるわけで、実質違いはない。そうすると、それ以外の部分について禁止する、要するに、市長の判断で作らせないことができるかという議論になる。

禁止区域と抑制区域というのは一定の判断ができるので、市長が判断するわけではない。そうすると、それ以外の部分で市長に判断が求められるということになる。簡単に言うと、危ないかどうかということ禁止区域、規制区域以外の部分で判断することになる。やはり、市長が判断はできないのではないかと思います。私は、一定の諮問機関を作らなければならぬと思います。

そうすると、一定の諮問機関とは、一定の専門家を複数お願いしなければならなくなる。それを常時、予定しておくということになると大変なことだという気がします。

実質的にそういった問題が起きるのか。つまり、禁止区域、抑制区域以外に、危ない等、考えるべき部分がある程度想定できるのであれば、禁止区域、抑制区域に入れる努力をした方が合理的だと思います。だから、審議の過程で、予定されている禁止区域、抑制区域以外に考えるべき部分があるという意見があるようなら、禁止区域、抑制区域に入れ込む努力をした方が合理的ではないか。実質的に違いはないということが、私のこれまでの経験からの意見です。

それから、禁止区域、抑制区域の決め方は、もちろん今予定されているものがあるわけですから、これ以外にこういう問題を考えたほうが良いと

という意見があるようであれば、それは担当の委員会の中で十分議論していただきたい。

この禁止区域、抑制区域の考え方の中で、私が思っているのは、太陽光発電についての特化した条例を作ろうと言っているわけですが、本当は太陽光発電が持っている本質的危険性というものがあるのか。太陽光発電が行われることによって生じる問題点というのは、実はそれほど議論された例はないと思っています。今議論されているのは、もっぱら開発行為です。太陽光発電を行うための施設を設置することによって生じる問題点とは、太陽光発電そのものによって起きる問題点ではなく、太陽光発電設備を設置することによって生じる問題点という議論の方向になるため、この禁止区域、抑制区域の考え方が出てくるのだと思います。

例えば、発電することによって生じる問題点というよりも、発電した電気を送り出すことの問題点。例えば、高压電線の周辺で問題が起きる、高压電力による電磁波などの問題が生じるという問題です。これは風力発電の場合は特に問題になっていますが、低周波、高周波の振動によって障害が生じる等の問題、これも発電そのものによって生じるということですが、太陽光についての事例を私は知りません。

説明会については、従来の自然環境保全条例の問題の考え方をそのまま達成できるように思います。取り立てて不合理は起きていないと認識しています。もし問題ないようなら、委員会でしっかり議論していただければいいかと思っています。

新しい考え方として、協定締結義務と言われておりまして、問題は、締結しようとした時に、議論が対立して締結できないという状況が生じた場合にどうするのか。義務だと謳っているのだから、これは市長が判断する必要が出てくると思います。何を判断するのかというと、要するに、締結できなくても仕方ないということ。つまり、十分に努力した上でできないのか、それともやる気がないためにできないのか、という判断です。これは、市長がせざるを得ない。するべきだという意見を申し上げたうえで、義務としたのは、私は賛成です。

というところが、骨子案に対する私の感想です。

【委員】

確かに、禁止区域、抑制区域の関係で、ここが強くないとなかなか止めることができない。例えば、水源涵養地等の部分が飯塚にあるのか。ある程度あるのであれば、水源涵養地であって、ここはやめてほしいというようなことが謳えれば、かなりの部分で抑制ができる。今ここに挙げている部分で、どれぐらいの範囲が抑えられているのか。市内の何パーセントなのか。山の部分に網かけができてしまえば、それが一番いいと思う。

説明会について、自然環境保全条例と同じように周辺住民はどこまでの

範囲が来ていいのか。業者によっては、例えば当該自治会とその周辺だけに限定してしまうこともある。表現の仕方が難しいと思う。

その2点ぐらいで、あとは、本当にこれを運用するようになったときに、許可ではないので、市がどこまで判断ができるかというのはなかなか難しいと思います。

【委員】

ここまで条例案を作ったということは、かなり進んだという感想です。私が気になった部分の1点目は、この条例の上位法は何なのかということです。自然環境保全条例のもとにこれを作るのか、それを補完する意味で作るのか。

それから、抑制区域とするなら、住宅地から100m以上は離してなど、それ以上は森林を伐採しないなどです。そうしないと、ノーバル、アサヒ飯塚などで、朝8時から夕方5時まで重機による騒音に悩まされたり、ぎりぎりまで伐採をしたことによる砂埃に悩まされたり、住宅地のすぐそばにパネルを貼ってあるなど、問題が沢山あったので、やはり、住宅地から100mぐらい離すなどすれば、そういった問題も防げるのかなと思います。あの工事は人権侵害だと私は思いました。

それから、住民説明会についても、私達が8年の間に経験した中には、事業者が住民説明会を自分たちで周知しないので、自治会で関係のあるところに配布して回ったこともあります。事業者がきちんとやらないという点と、実際に住民説明会があっても、1人か2人参加すれば、住民説明会が成立したということにしていたこともあったような気がします。住民説明会は、ただ実施しましょうではなく、どれだけの住民がそこに参加して、住民の理解をきちんと得るということをきっちり明記しておかないと、形だけになる。1人でも賛成していれば、それで住民説明会は終わりましたという経験がありますので、それはおかしいのではないかと思います。

それから、議長が、太陽光発電設備について書いているということを書われましたが、事業開始後についてもきちんと書いておかないといけないのではないかと思います。住民は、いくら反対しても駄目だった場合、事業開始後の安全がやはり大事です。それを担保するために協定書を結ぶわけです。

それから、協定書について、ノーバルは、県の許可が下りる前に、紳士協定をまち協と結んだという問題があり、周辺住民にも知らされていないわけです。まち協と言っても、その地域に関係ない人が、協定書を結んでもあまり意味がないです。周辺住民が、どんな問題があるかという視点で協定書を作らなければ、その協定書は生きない。その協定書に基づいて、事業者と住民が事業開始後に安全の確認をするというふうに行っていく必要があると思います。

そういう意味では、アサヒ飯塚との協定書は、そういった協定書を結んできたという例があります。

地域住民が協定書を結ぶことは、なかなかハードルが高いということがあります。だから、協定書を結ぶことは大事なのです。住民と事業者だけでできるのか。ノーバルとの紳士協定書には、事業開始後のことがほとんどないので、協定書であっても、紳士協定は駄目とするとか。その辺を言っておかないと事業者のいいように地域住民が丸め込まれる可能性もあると思います。それから、事業を廃止し、廃止した後の処理の仕方については、産業廃棄物の処理場等にしないということも、きちんと明記しておいてもらわないといけないと思います。20年後に産業廃棄物処理場になったらどうしようというのがあります。

それから、景観を損なわないということをごどこかに入れる必要があると思います。

【議長】

そのようなことを事前に約束しておくと思っていたのですが、それを、開始する前に事前に決めておく。どういう条件で事業を開始するのか、開始した後、こういう問題が起きた場合は、どうやって解決するのか。終わった場合はこうするなど、全てを事前に協定書で決めておこうということです。

協定書とはそういうことですが、事故が起きてからさあどうするか、ある意味ではどういう事故が起きるかということは、発電に関してはまだ十分わかっていない。問題が起きたという報告例を私は知りませんと申し上げましたが、開発事例ではうんざりするほど事例が出ています。事故が想定された場合はどういう対応をするのか、どういう形で協議するのかを事前に決めておく。事前に決めておかなければ意味がないと思います。

また、この条例の中で処分場にしないように等は決められないと思います。後の利用をどうするかについて、私が決められると思うことは、安全に終了するための財産的保全措置。あるいは、保険の契約を結ぶなどは、他の協定でもあります。

今言われた問題点は、協定をきちんと結ぼうということ、住民側でできれば、解決する問題ではないかという私どもの感想です。

どういう事情で成立しなかったのか、あるいは知らない間に成立していたなどは、なんでそういうことになるのかと私は思います。そのような場合は、周りの方は何をしていたのかという問題にしかならないような気がします。少なくとも、議論になって、意見が対立して、意見の対立が解消できないため協定が締結できない場合、これは、先ほど申し上げた通り市長が一定の判断をする必要があると思います。

つまり、何故できないのか、その業者に責任があるのか、それとも住民

側に問題点があり、業者としては努力を尽くしたと言えるのか、その判断は市長にしてもらう必要があると先ほど申し上げました。義務という以上は、それはしなければいけないのではないのでしょうか。

住民側の議論ができず、それを市に責任をと言われても、無理ではないかという気がします。住民の足並みがそろわないことを市に負わせられても。

【委員】

一番言われていた問題点は、地域住民とノーバルの件です。事業者は、まちづくり協議会の中に自治会も入っているから、地域と結ぶということではいいのではと事業者の都合で言うわけです。私は、周辺自治会の住民とあるいは自治会が代表して協定書を結ばないと、その住民でないと、こういうことが起きたら自分たちは不安だとか、こんなふうにしてほしいと言うのは難しいと思います。

【議長】

だから、今度の骨子案はそうなっていると思うのですが。だから、周りをどこまで入れるかという方がむしろ問題で、周辺が協定の中心ということは当たり前だと思います。条例はもちろんそうなると思います。だから、どこまで広げて考えるか、むしろそちらが問題。肝心の近隣自治会の中で意見がまず調整できないというときに、協定の結び方をどう考えるかという問題は、重要なことかと思えます。しかし、それを条例でどうするか、あるいは市が責任を持つという話にはならないという感想を言っているわけです。

基本的には、周辺の自治会は協定を結ばなければならない。事前に協定を結ばないと着手させない。「事前に」の内容は、当然、途中の事故、終わらせ方、私は金の用意まで含まれると思います。先ほどの話の中で私が感じたのは、騒音について言われていましたが、協定の決め方の問題だと思います。8時以前は絶対にしてはならないとか、夜は絶対に工事をしてはならない。通行するときは、どれだけの車両数とするか。それから、登下校時間をいかに避けさせるか、これも協定を結ぶときに知恵を絞っているところでは。

【委員】

今までのメガソーラーの問題で、うまく結べなかった等、いろいろ問題が起こったのは、こういう条例がなかったからであり、今後、この条例ができれば、そういうことがかなり少なくなる、そういう目安になる条例ができるのではないかと思って、私はできればいいなと思っていたのですが、

条例だけでは、なかなかうまくいかないのだと思いました。

【議長】

あえて申し上げますと、自然環境保全条例は昔からありました。自然環境保全条例では締結を義務とは言っていませんが、やらないといけないことになっています。それを形式的にやられたという話なのでしょう。だから、今言われた自治会も参加したことになっていますよという議論だと思います。

今度、この条例が出来たら、協定がスムーズに行き、問題が起きなくなるか、私はそんなことはないと思います。だから、自然環境保全条例もありましたと。義務だとしたら、おそらく上手く逃れて形式的に成立するような協定を結ばれてしまうということが、今後も起こるのではないかと私は思います。というのは、私個人の感想ですが、住民が説明会に1人しか来なかった人たちの中で、それはしようがないのではないかと思うからです。周知徹底が悪かったと。それを厳重に抗議する場合、誰が抗議するのか。それを市が抗議しろというのはないのではないかと。住民が抗議しなければしようがない。

【委員】

条例の概要として、周辺関係者の中に、事業区域が所在する自治会の区域に居住する者という自治会という言葉が使っていますが、これは自治会ですか。事業区域が所在する区域に居住する者という言い方では違うのですか。

【議長】

おそらく、自治会が協定を結ぶという発想だろうという私の感想です。地域住民の誰が代表するのかという問題になると思います。

【委員】

最終的にはそういう形になるかもしれませんが、自治会にはもちろん沢山の方に入っていただくことが基本ですが、入っていない方がいる中で、自治会という言葉を出してしまうと少し限定されないかと不安になりました。

【議長】

確かに、自治会員ではない方がいるということはごもっともだと思います。

【事務局】

この意味合いですが、自治会に加入している方を対象にしているということではなく、その施設が建っている区域の自治会という、その地域を指定しています。例えば、伊岐須に建ったときに、伊岐須がどこまでとするかはわかりづらく、伊岐須自治会であればその範囲が確定されますので、その区域に住んでいる方を対象にするということです。

【委員】

私は、自治会にした方がいいと思います。なぜかという、協定書を結ぶときは自治会長が印鑑を押す。協定書も承継していくわけです。その場合、やはり自治会長が窓口になり承継していきますので、自治会という言葉を使った方がいいと思います。また、地域住民にとっては、確かに誰が代表なのか、地域住民の誰と協定書を結ぶのか、それを承継するときはどうするのかという問題が発生するので、基本は自治会と地域住民でいいと思います。

【議長】

私どもの経験を報告すると、反対する住民の会と協定を結んでいます。私が関係した今までの事例では、反対する住民の会を作り、住民の会が説明会を要求するという形をとっています。自分たちが業者に説明を求めて説明させる。そして、協定を要求して結ばせている。自治会とは関係ない協定書を沢山結んでいます。そういった協定書を結んでも構わないと思います。この条例で、それが駄目だと言っているわけではないという気がします。もちろん、自治会名で結ぶことを皆さんが希望するのであれば、それでもいいという問題ではないかと思います。自治会名でなければいけないという条例にはなりません。不合理な要求ではなく、合理的な要求であれば、協定を結ぶのは勝手です。特に、作業時間というのは、極めて隣接した地域の話ですから、その方たちの要求を、業者が飲むようにいかに要求していくかという問題。逆に言うと、終わった後をどうするかなどは自治会の方がいいかもしれない。

【委員】

住民団体がある場合は、住民団体と結ぶ場合があります。並行して自治会は自治会で結ぶこともあります。うまくやろうとすれば自治会で十分ですが、反対運動をしている人は、制限をかけたいわけですから、制限をかけるときには住民団体がやる必要があります。

例えば、自治会長が協定に前向きではない場合は、違う人が自治会の中で話し合えばいいと思います。ただ、条例の中で義務化を謳っていることは非常にいいと思います。

【議長】

立会人として、市長なり県知事なりの名前が入っている協定書は多々あります。当事者は誰かということになれば、市が当事者に入ることから、当事者が3名あるという協定を結ぼうと思えば、そういう形の協定にしなければならぬ。

【委員】

周辺関係者のところで、事業区域が所在するところと、事業区域に隣接するところということで、限定されているので、もう少し範囲を広げていただけないのかなと思いました。

【議長】

参加者をどこまでにするかという問題は、どんどん広げていいと思います。ところが、周知徹底させたいという一方の要請があります。どこまで知らせたら周知徹底したことになるかという範囲は、限定せざるを得ないわけです。こういった問題があるということは頭に置いてください。参加者は、私は誰でもとすることが一番いいと思います。ただ、誰でもいいと言いながら、みんなに周知徹底しろとなると、それはないでしょうと業者が言うのは当たり前のような気がする。どの範囲に周知徹底したらいいですかと。

もう一つは、周知徹底の方法。具体的にこういう方法をとるように条例や施行規則に入れてくださいという要望は、技術的にできる話ですので、要望されたいと思います。今言われたのはそういう問題だと思うので、ただ広げればいいというものではないと思います。

【委員】

(3) 責務の規定に、市民は市が実施する施策に協力しなければならないものとし、書かれています。これは必要でしょうか。

【事務局】

この部分の意味としては、説明会に出席していただくように協力してもらうことや、(13) 協定の締結についても、締結に向けて事業者と話していただくなどの協力をしてもらう、そういった意味合いで入れているところです。

【委員】

私には、こういった形で市民を限定されてしまうと、反対意見が言えなくなるような気がします。

【議長】

説明会に1人、2人しか来てなかった場合、それは市民の義務を放棄したわけだから、しょうがないと、私はそちらの方に頭が行きました。

【委員】

市民の責務は、どの条例でも入っていると思う。やはり、協力をしないと進んでいかないと思います。基本的には、事業をきちんとやらせるために作るのが条例であり、条例である程度絞ってきちんとやらせたら、市民が見ていないと事業者は何でもやってしまうため、そこで意見を言うことができる。良い方にとった方がいいのではないかと思います。市民に押し付けていると感じるところがあるのかなと思いますが、逆に言えば、市民が何でも文句を言っているという感覚で捉えた方がいいと思います。私は、あっていいと思います。いや、ないといけない。

【委員】

私もその部分で引っかかったのですが、今の説明を聞いて、結局市民もこの条例に従うということです。アサヒ飯塚について、今でも反対だと言っている人がいます。そうすると、この人たちに任せていたら、話が進まない、協定も締結できないと言われました。そこで、自治会長がやらなければならないなくなったという経緯があります。反対運動をしている人は、協定書を結ぼうとなるとは限らないです。そこも含めて考えなければならぬとなると、協定は永久に結ばれないと思います。

【議長】

一定の時期で、業者側が、住民の方に協定を結ぶ気がないということをして市長に申し立て、義務は尽くしたという判断を市長に求める場面はあっていいのではないのでしょうか。

【委員】

業者がですか。

【議長】

住民の方でも、明らかに業者に結ぶ意思がない、住民がまともなことを言っているのに、協定を結ぶ義務を業者が履行しないため、これを作らせない。要するに、義務が履行されていない点について、住民が市長に判断を求める。先ほどから、市長が判断する必要がある場面があると申し上げていましたが、そういうことです。義務だと言えば、どこかで市長が判断せざるを得ない場面が来ると思います。締結できないのはどちらが悪いのか、どちらが義務を履行していないのか。そうすると、どちらが悪いかという判断は、市長が判断する問題で、この審議会の意見を聞いていただき

たいという気はしますが、少なくとも、それにより拘束されることはないと思います。

そういう場面は、作っておかざるを得ないでしょう。協定を結ばないまま、いつまでも引っ張ることは、どちらにとっても困る。だから、義務だと言えば、どこかで判断せざるを得ないということが起きると思います。

【委員】

1, 000ヘクタール以上は、県の許可がいきます。今までの例でいくと、県が森林法に抵触しないということで、許可を出してきたことがあります。そうすると、一旦県が許可を出した後に、市に事業計画を出し、でも市としては、禁止区域や抑制区域に反するというところで、認められないとなったときにどうするか気になります。

【議長】

それができないのだと言っている。できないというか、それを市が独自に判断するためには、合理的な説明ができる根拠がいるということだと思います。県がいいと言っているものを、市長が自分の判断で、駄目だと言うためには、一定の合理的理由が必要です。合理的な理由なしに駄目だとは言えません。

先ほどから申し上げているように、市が独自で判断しろと言われたら、審議会を作る他ないのではないのでしょうか。私の意見は、県が許可したことが明らかに間違いということで、住民が頑張って許可すべきではない資料を用意して、市長に持ってきた場合、市長は判断するのではないのでしょうか。私に言わせると、それは県を相手に裁判したとしても勝つのではないかと思います。

だから、県が山林伐採を含めて作っていいと判断したものを、市長がいけませんと言える条例にしないということであれば、それを判断できる、判断の仕方を作っておかなければできないのではないですか。

だから、許可制というのは難しく、届出制にせざるを得ないという私の最初の意見、感想です。県は伐採していいと言っているのに、市長が伐採は駄目だと言うためには、その根拠がどうしても必要になる。県が間違っているという根拠を、市長個人は判断できるわけがないため、きちんと討議できる審議会を作らなくてはいけなくなるのではないですか。専門家の審議会を作るとなると大変だという私の意見です。

市長に判断させるという意味は、そういう場面を言われているということをご理解いただかないと話が前に進まないと思います。

【委員】

でも実際問題は、県が許可した後に、事業者は計画に沿って準備に入る

だろーと思ひます。市長が判断するまでには、かなりの時間がかかると思ひます。意見が間違っているという合理的な根拠を示すためには、市としてはかなりの時間を要するのではと思ひます。その間に工事が進んでいきますよね。

【議長】

進まないと言っているのです。そのために説明会をさせるのです。そうすると、住民はここがおかしい、これに答えなさいと言ふことができる。私は言わないといけないと思ひます。そして、できれば何度か押し問答をする。その間に、専門家の意見を聞いて、協定書の文言に繋げるといふわけです。今、私が申し上げたのは自然環境保全条例の考え方です。自然環境保全条例は、そういった考え方になっています。

そのときに、住民側は何もせずに、市が止めろと言われても、それはできないのではないかと、繰り返して申し上げております。

今、私が申し上げたことは、今度の条例をどうするかではありません。自然環境保全条例は、今、私が申し上げたような考え方に立っているといふことです。

【委員】

今までの例でいくと、自然環境保全条例としては守られていないです。事業者として。住民は、一生懸命反対運動をしたり、県にも何度も行ったり、色々な話をしてくて、結局工事が始まってしまい、工事が始まったときには、こちらから住民説明会を求めて、工事が6割ぐらい終わった時点で説明会は1回ありました。その後は、県の関係者が何回か呼んで、住民の気持ちを伝えるなど、そういうことはやっていました。

【議長】

自然環境保全条例の話で、正規の手続きのやり取りであれば、時間が延びるだけだと思ひます。着工できないだけの話だと思ひます。時間がかかるその手続きを終わらせないと着工できません。そこを無抵抗で、着工した後で抵抗を始めるものだから、立ち遅れたことになってしまっているのだといふ私の条例上の理解です。それを条例の責任だと言われると、条例が可哀そうだなと思ひます。

【委員】

今回の条例があれば、例えば、県が許可したものであっても、市や私達は、この条例に基づいて事業者とのやり取りはできるといふことですね。工事を遅らせることはできるといふことですね。

【議長】

合理的な協定の要求にもかかわらず、業者が拒否したのであれば、協定をまともに結ぶ気がなく条例違反になるということを判断するように市長に迫ることはできるのではないかと思います。協定は義務だということ。

【委員】

県との関係ですが、この条例ができたなら、当然、市が県に向かって、市にはこの条例がありますよという話になりますよね。だから、県は、許可をするときに、この条例に基づいてきちんと住民の意見を聞いてくださいと。でなければ許可しませんという話が、事前に市とのやり取りの中で、できていれば、すぐに着工するようなことはできませんよね。

【議長】

もう一つは、住民が県に意見を言う。飯塚市にはこのような条例がある。こういう問題提起をしたいという意見を県に対して直接ということ。そこについて、住民側が何もしないで、市がやれと、周囲が頑張れと言うと、それは難しいのではないですかと、私は一貫して言っています。

市長に判断を任せるということは、実際問題としては、できないのではないですか。だから、先ほどの協定書でも、市長が判断すべきだというのは、ギリギリまで議論したうえで、住民側がこういう協定にすべきだと言う、業者はそんなことはできないと言っている。であれば、業者はどこまでならできると言っているのか、そういったところまで議論したうえで市長が判断するということだと思います。

【委員】

届出制が1,000平方メートル以上の敷地とありますが、飯塚独自の基準なのか。もともと全国的にこういう基準になっているのですか。

【事務局】

全国的にも、1,000平方メートル以上、例えば3,000平方メートル以上など、いろいろな規定を設けているところもございます。今回、飯塚市が1,000平米以上としているのは、自然環境保全条例の届出の基準に合わせてということです。

【議長】

今色々いただいたご意見は、事務局の方できちんと整理していただいて、委員会で審議するときに、こういう意見があったということをご紹介いただけるようお願いしたいと思います。委員会の進行に従って、こちらにも必要に応じて開くという理解でよいですか。

	<p>【事務局】 はい。</p> <p>【議長】 今日のところはこれでよいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>【事務局】 ～閉会挨拶～</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>会 議 資 料</p>	
<p>公開・非公開の別</p>	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 3 人)</p>
<p>そ の 他</p>	